

『邑南町』 タクシー利用助成事業

お得な
タクシー利用
ご存じですか!?



公共バスを利用する方が難しい方への、タクシー利用助成の制度です。

利用できる方 下記地域にお住まいで運転免許証を持っていない方

瑞穂地域(布施、高原、出羽、田所)

石見地域(市木、日和、日貫、矢上、中野、井原)

※特別な事情があると認められる方は利用が可能ですが、地域みらい課へご相談ください。

利用できる範囲

自宅(瑞穂地域)



瑞穂地域内(布施、高原、出羽、田所)

自宅(石見地域)



石見地域内(市木、日和、日貫、矢上、中野、井原)

利用料金

片道 810円(定額) ※対象地域の範囲を超えると実費負担となります。

利用時間

9:00~16:00 ※タクシーへ乗車する時間。

利用目的

通院、買物、その他、何でも利用できます。

利用方法

- ①「利用助成申請書」を地域みらい課に提出。後日利用証が届きます。
- ②事前にタクシー業者へ電話で予約します。帰り便が必要な場合は併せて予約します。
- ③タクシーが来たら、運転手に利用証を見せて乗車します。
- ④到着後、運転手に810円と利用券を渡します。

運賃が定額なのは
うれしいねえ



石見地域
タクシー
運行範囲

瑞穂地域
タクシー
運行範囲

対象のエリアを
超えるとそこから
費用が発生します